

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 市民生活部生活環境課 契約名 令和7年度淡路市公共施設等照明設備LED化ESCO事業 (A～D施設群)		
審査の日時	令和7年8月29日(金) 午後1時15分～		
審査の場所	淡路市役所1号館2階大会議室		
予定価格	提案額・契約予定金額		
¥386,151,700-	提案額 ¥308,921,360- (A～D施設群合計) 契約予定金額 ¥295,413,800- (A～D施設群合計)		
当選基準点(当選要件)	300点 (評価点合計の6割)		
候補者名	アイリスグループ	総合点	450.35点
提案者名	候補者の選定理由		
アイリスグループ	技術(主観・客観)評価点、価格評価点についても高得点で、本業務を遂行するために必要な企画力・技術力に優れており、類似の事業実績も多数あることから、事業者としての技術力が期待できる提案であったため。		
東芝エレベータ(株)			

※提案者名(五十音順)

合点 (点数順)	点数順位	価格評価点 (A)	技術評価点 (B)	審査合計点 (A)+(B)	備考
		1	50.00	400.35	
【満点500点】	2	38.00	395.00	433.00	優秀候補者

契約予定金額 ¥295,413,800- (うち消費税及び地方消費税相当額¥4,900,000-)

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループの場合は、各構成員が当該役割に応じて求められる次のアからサまでの要件を満たすこと。

ア 統括役割を担う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 企画提案書の提出の時点において、本市における「令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿」に登載又は登載が予定されていること。

(イ) ESCO事業(ESCO事業者の経費を光熱水費の削減分で賄う事業を指す。以下同じ。)の実施実績(提案のみを除く。単体企業又はグループ(以下「グループ等」という。)の代表企業としての実施実績に限る。)又はグループ等の構成員として大規模な照明設備LED化事業(1件当たり500台以上の照明器具のLED化を行う業務委託、リース又は工事(元請の場合に限る。))の実施実績があること(平成26年4月1日以降に契約し、本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)提出日までに事業が完了しているもの又は1年以上の事業期間が経過したものに限る。)。

(ウ) 本事業に係る適正な業務責任者を配置できること(資格及び専任性は求めない。)。ただし、当該責任

者は、直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明書提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

(エ) 経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。

イ 施工管理役割を担う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 本市における「令和6・7年度淡路市（建設工事）競争入札参加資格者名簿」に業種「電気」で登載又は登載が予定され、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。また、建設業法に基づく「電気工事業」に係る監理技術者を配置し得ること（当該技術者については、A～D施設群の現場の兼務を認める。）。

(イ) 施工管理役割を担う構成員の一次下請業者は、淡路市内に本店又は主たる営業所を有する事業者（以下「市内業者」という。）若しくは洲本市及び南あわじ市の区域内に本店又は主たる営業所を有する事業者（以下「島内業者」という。）を地域経済の活性化に資するように積極的に活用すること（協力事業者についても同じ。）。また、当該一次下請業者の本事業への参加意思については、本事業への関心を表明する書類（以下「関心表明書」という。）（様式3-4）を提出すること。なお、他の参加者のグループ等と重複して参加することはできない（重複して参加していることが認められる場合は、当該事業者に係るものは、評価の対象としない。）。

ウ 統括役割を担う者、調査役割を担う者、機器調達役割を担う者、施工管理役割を担う者が異なる場合には、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）を参加表明書提出時までに締結し、その写しを提出すること。なお、当該合意書については、本市との契約内容や、構成員の権限を明らかにするため、次の各号に関する事項は必ず明記すること（任意様式）。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 公募開始日から基本協定締結の日までに、淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）による指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ク 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。

ケ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税（本市に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあっては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。

コ グループ等の各構成員のいずれかの者が省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。なお、計測・検証については、官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

サ 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。